

山陽小野田市老朽危険空家等除却支援事業 申請書類（確認表）

1 事前調査申請に必要な書類

✓	書類等の名称等	様式の書類	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 事前調査申請書	様式第1号	
	② 免許証又は住民票等の本人確認 ができる書類の写し	任意様式	カード裏面に住所変更等が記載されて いる場合は、裏面の写しも必要
	③ 申請する建築物の位置図 (付近の見取り図)	任意様式	空き家周辺の地図等
	④ 申請する建築物の間取りが分 かる平面図	任意様式	空き家の平面図
	⑤ 申請する建築物の外観写真	任意様式	2面以上とする
	⑥ 市内業者2人以上の解体業者 の見積書	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除去費用、 廃棄物処理費用、その他諸費用等の内訳 が記載されたもの

2 補助金交付申請に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 交付申請書	様式第3号	
	② 老朽危険空家等除却促進補助金 事前調査結果通知書の写し		市が交付した様式第2号の写し ※管理不全空家等又は特定空家等に認定されている場合は不要。
	③ 建物の登記全部事項証明書 (未登記の場合は、固定資産課税 台帳兼名寄帳の写し等)	法務局 税務課	空き家(建物)の登記全部事項証明書を 法務局で取得できる。 未登記の場合は、固定資産課税台帳兼 名寄帳の写しを税務課で取得する。 (固定資産税納税通知書でも可)
	④ 契約する解体業者の建築工事業、 土木工事業又は解体工事業の届出書の 写し又は登録通知書の写し	業者	契約する解体業者の資格の有無を確認
※解体業者が市の建設工事等競争入札参加資格者の場合は、提出不要			
	⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書 兼同意書	様式第4号	
	⑥ 申立書		
	ア 市税関係	様式第5号	申請者の山陽小野田市税の滞納がない ことを確認
	イ 解体業者用暴力団排除関係	様式第6号	契約する解体業者が暴力団員又は暴力 団若しくは暴力団員と密接な関係でない ことを確認
※解体業者が市の建設工事等競争入札参加資格者の場合は、提出不要			
	⑦ 老朽危険空家等除却促進補助金 交付申請同意書	様式第7号	共同名義の場合や相続登記がされてい ない空き家の場合、法定相続人全員の 同意を得ること。
	⑧ 戸籍全部事項証明書		相続人等の確認が必要な場合のみ提出
	⑨ 紛争等が生じた場合の誓約書	様式第8号	法定相続人全員の同意を得ることがで きない場合、⑦補助金交付申請同意書 に代えて提出

3 交付決定後に提出する書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 着手届	様式第 11 号	除却（解体）工事に着手する前に提出 すること
	② 老朽危険空家等除却促進補助金 交付変更申請書	様式第 12 号	金額の変更を伴う事業内容の変更が ある場合に提出すること。
	③ 老朽危険空家等除却促進補助金 軽微な変更届	様式第 14 号	金額の変更を伴わない事業内容の変 更がある場合に提出すること。

4 完了後に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 除却完了報告書	様式第 15 号	完了日から起算して 20 日を経過し た日又は令和 8 年 2 月 28 日のい ずれか早い日まで
	② 請負代金請求書の写し	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除去 費用、廃棄物処理費用、その他諸 費用等の内訳が記載されたもの
	③ 廃棄物に関する処分証明書等の 写し	業者	マニフェスト伝票（産業廃棄物管 理票）
	④ 除却後の写真	任意様式	除却後の状況を撮影し、撮影日を 記載し、A4 用紙に貼り付け

5 補助金受領に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 老朽危険空家等除却促進補助金 請求書	様式第 17 号	提出後、概ね 1 か月以内に補助金 を交付
	② 代理受領委任状 口座振替申出書	様式第 18 号	補助金を解体業者が代理受領する 場合に提出